

令和 6 年 1 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 6 年 1 月 25 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 1 時 47 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知書について
日程第 2 議案第 1 号 農地法関係許可取消願について
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員（11 名）

1 番 鈴 木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵 美 子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員（2 名）

5 番 大澤恵美子 7 番 清水照夫

6. 出席した農地利用最適化推進委員（13 名）

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範
7 番 尾 澤 勝	8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘
10 番 武 裕 士	11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一
13 番 星 野 健 一		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（0 名）

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長 山 銅 敏 男	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 任 古 郷 真 吾	

事 務 局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 6 年 1 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者はありません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 10 名ですが 11 名となる予定です。遅れてくる委員さんは、10 番 深澤 良朗 委員です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第

27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 改めまして皆さんこんにちは。本日も案件がいくつもございますが、みなさんのご協力のもと、スムーズに議事を進めたいと思っております。甚だ簡単ではありますが、開催の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 6 年 1 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和 6 年 1 月 25 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「9 番：田村 範行 委員」と「10 番：深澤 良朗 委員」の両名をお願いいたします。

報告第 1 号

議 長 日程第 1 報告第 1 号「合意解約通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 1 号「合意解約通知の報告について」
次のとおり、合意解約の通知があったので、報告する。令和 6 年 1 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は 1 件ございます。
番号 1 番。借人、貸人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町高津戸、畑 1 筆、ほか田、畑 31 筆、計 32 筆。両者の話し合いにより合意解約したもの。農地法第 3 条による使用貸借。合意解約日は令和 5 年 12 月 19 日。
以上 1 件につきまして、報告いたします。

議案第 1 号

会 長 日程第 2 議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可取消願について」を上程いた

します。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第5条の規定による許可取消願について」

次のとおり、農地法第5条の規定による許可の取消願があったので、決定を求める。令和6年1月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は1件ございます。

番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町浅原、畑、計2筆。賃貸借。太陽光発電施設用地。令和4年12月に農地法第5条による許可を受けましたが、太陽光発電権利失効のため、太陽光発電施設設置を中止したく、申請するもの。

以上1件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

挙手全員と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第2号

会 長

日程第3議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。令和6年1月25日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は1件ございます。

番号1番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑、山林(畑)、畑、計3筆。売買。現在、市外にて農業を営んでいますが、申請地を買い受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。

以上、1件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号1番

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

会 長 日程第 4 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 6 年 1 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 2 件ございます。4 ページの番号 1 番から番号 2 番を説明します。
番号 1 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。建売分譲住宅 (3 区画) 用地。売買。現在、市内にて不動産業を営業しておりますが、恵まれた環境にある申請地に、建売分譲住宅を建設したく申請するもの。〇〇宅地 496.11 m²、〇〇宅地 83.17 m²と一体利用。第 3 種農地。
番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町神戸、畑 (原野)。太陽光発電設備用地。売買。現在、県外にて太陽光発電事業を営営しておりますが、事業に適した申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。第 3 種農地。

番号 1 番

会 長 番号 1 番について、笠懸 6 区の担当委員が欠席してますので、現地確認を行った 9 番田村委員より説明をお願いします。

7 番委員 9 番、田村です。地図の 1 番をご覧ください。50 号の鹿の信号を数塚方面へ踏切を越えて約 1 キロメートル南下します。〇〇販売のある信号を左折します。一つ目の十字路を左折します。二つ目の T 字路を右折し、50 メートルほど進んだ左手側が申請地です。何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

会 長 番号 2 番について、東 4 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、関口です。地図の 2 番をご覧ください。みどり市役所東支所より国道 122 号線を足尾方面へ 4 キロメートル進むと、神戸地区に入ります。最初の信号を左折し、一つ目の T 字路を右折した突き当りが申請地です。耕作放棄地となっており、草が生い茂っております。周囲の墓地に影響を与えることは無いと思いますが、慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

会 長 日程第 5 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、みどり市農用地利用集積計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 6 年 1 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 1 件、再設定が 1 件ございます。はじめに、新規設定から説明します。

「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

事 務 局 新規設定。

番号 1 番。大間々町桐原、台帳、現況とも畑になります。

新規設定 1 件の地積合計は、590 m²となります。

以上 1 件の審議について、よろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

8 番推進委員 借賃が年間 30,000 円と比較的高額ですが、どんな作物を作付けしていく予定ですか。

事 務 局 ヘーゼルナッツ、雑穀、もち粟、もちきび、フラックス、ハーブ類等です。

会 長 その他にご意見ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。
可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員と認め、番号 1 番は可決いたします。

事 務 局 再設定。
番号 1 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。
再設定 1 件の地積合計は、2,093 m²となります。
以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。
可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員と認め、番号 1 番は可決いたします。

会 長 ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和 6 年 1 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 6 年 1 月 25 日 午後 1 時 47 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林利信

9 番委員

田村範行

10 番委員

深澤良朗